



第4章 望ましい姿1の実現に向けた方針と環境施策

－地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」の実現に向けて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進します。



4-1. 計画の基本的な事項

4-1-1. 計画策定の趣旨

2015(平成27)年12月、フランスのパリでCOP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、2020(令和2)年以降の温暖化対策の国際的な枠組みとして、「パリ協定」が正式に採択され、全体目標として掲げられている「世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える（1.5℃に抑えることが、リスク削減に大きく貢献することにも言及）」に向けて、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていくという方向性が打ち出されました。また、IPCCは1.5℃特別報告書(2018(平成30)年)で、気温が2℃上昇すると1.5℃上昇した場合と比べて洪水や豪雨などのリスクの上昇、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとしています。

国では、2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量を26%削減」という中期目標を掲げています。

また、2019(令和元)年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定しました。この戦略では、「今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガス排出実質ゼロの『脱炭素社会』を実現」という目標を掲げています。

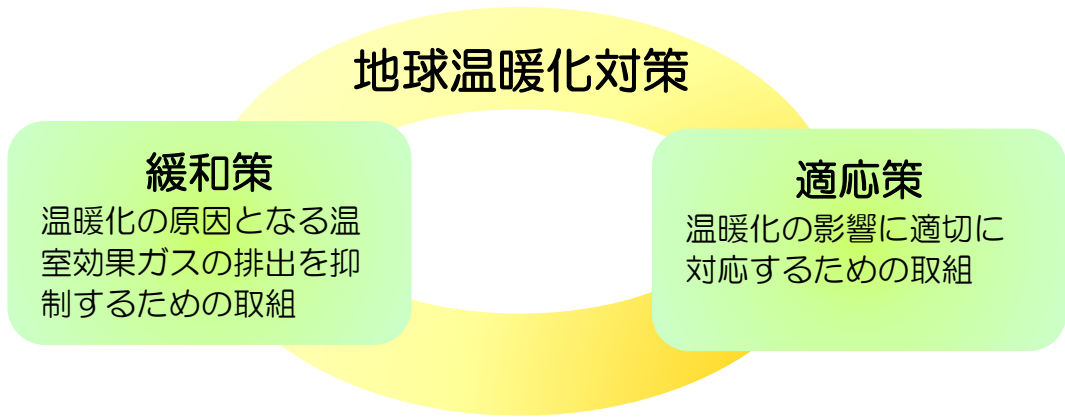
一方、気候変動の影響が今後深刻化するおそれがあることから、2018(平成30)年12月に気候変動適応法を施行し、地球温暖化の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を法的に位置付けました。これにより、温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」と「適応策」を両輪として温暖化対策を推進しています。

これらの動きを受け、国内・外でも様々な取組が進められていますが、和光市においても、地域の特性に応じた取組の重要性を鑑み、かつ、これまでの取組であった緩和策(温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための取組)に加えて、適応策(温暖化の影響に適切に対応するための取組)へも踏み込むこととし、2012(平成24)年に策定した「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間見直しを2017(平成29)年に行っています。

2020(令和2)年10月、我が国は2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す目標が掲げられたことから、この実現に向けて、脱炭素社会に向けた取組が加速化しています。

注) 1.5℃特別報告書
詳しくは16頁参照。

注) 気候変動適応法
国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進することを目的とした法律。

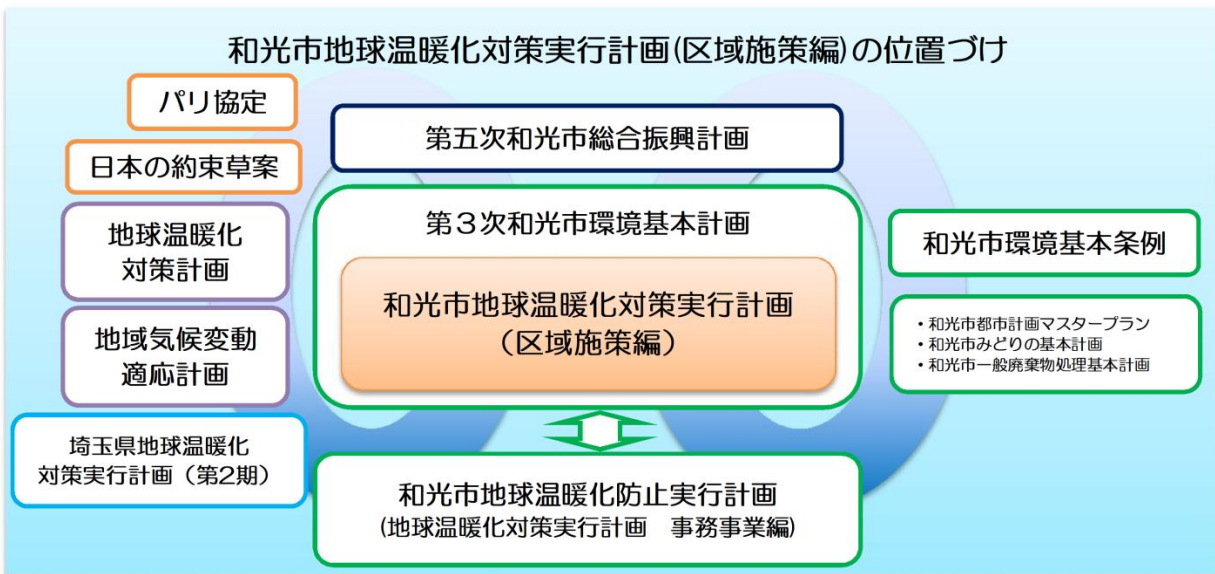


4-1-2. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条において、「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする」とされています。

また、地球温暖化対策推進法第21条の3では、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めることとされています。

和光市には、この規定は適用されませんが、深刻化する地球温暖化へ市域全体で取り組むため、「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本温対計画」という。）を策定します。



※ **実行計画（事務事業編）と実行計画（区域施策編）との関連**

地球温暖化対策推進法第21条に基づいて策定するのが、地球温暖化対策地方公共団体実行計画ですが、大きく分けて、2つの部分（「事務事業編」と「区域施策編」）から構成されています。

和光市では、本温対計画とは別に「和光市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」（以下「事務事業編」という。）を策定しています。事務事業編に位置づける温室効果ガスは、本温対計画に掲げる業務部門や廃棄物分野の排出量の一部に当たります。したがって、事務事業編に掲げている削減目標は、本温対計画において、「業務部門等の一事業者としての責務」と「公共機関としての率先行動」という側面を持っています。

注) 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策計画の策定や国民の取組を強化するための措置、一定量の温室効果ガスを排出する者の排出量報告義務などについて定めた法律。



4-1-3. 計画の期間と基準年度

2021(令和3)年度から2030(令和12)年度の10年間

基準年度 2013(平成25)年度

本温対計画の期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度の10年間とします。

なお、「地球温暖化対策計画」の長期的な目標として2050(令和32)年の目標を掲げていることから、2050(令和32)年度を視野に入れた計画とします。

計画の基準年度は、国の計画と一致させることで国と県との目標の進捗状況の比較がしやすく、市民にも分かりやすいことから、2013(平成25)年度を基準年度とします。

4-1-4. 対象とする温室効果ガス

(1) 対象とする温室効果ガス

本温対計画は、二酸化炭素(CO₂)を削減の対象とします

地球温暖化の原因である温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条の3において、下図の7つとされています。しかしながら、日本の温室効果ガスの中で、二酸化炭素(CO₂)の比率が約92%と極めて高いことから、本温対計画は、二酸化炭素(CO₂)を削減目標の対象とします。

なお、その他のガスは削減目標としませんが、今後の動向を把握し、注視していきます。

表 4-1-1. 日本の温室効果ガス排出量

温室効果ガス	比率
二酸化炭素 (CO ₂)	91.70%
メタン (CH ₄)	2.40%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.60%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	3.80%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	0.30%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.20%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.02%

(資料：2018(平成30)年度の温室効果ガス排出量(確報値) 環境省)



参考：主な温室効果ガスの種類と排出量の経年変化

主な温室効果ガスは、「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」、「ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）」です。

温室効果ガスの性質や用途、排出源を示します。

表 4-1-2. 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	性質	用途、排出源
二酸化炭素(CO ₂)	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH ₄)	天然ガスの主成分。常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷凍庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。

(出典：JCCCA HP)

和光市におけるガス種別の温室効果ガス排出量をみると、二酸化炭素(CO₂)は、2012(平成 24)年に 321.7 千 t-CO₂であったのに対し、2016(平成 28)年には、282.4 千 t-CO₂と約 14%減少し、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)は、2012(平成 24)年に 13.3 千 t-CO₂であったのに対し、2016(平成 28)年には 21.4 千 t-CO₂と約 38%増加しています。メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、も増加傾向にあります。

表 4-1-3. ガス種別温室効果ガス排出量の経年変化

ガス種(千 t-CO ₂)	2012 (平成 24)年	2013 (平成 25)年	2014 (平成 26)年	2015 (平成 27)年	2016 (平成 28)年
二酸化炭素(CO ₂)	321.7	319.1	312.3	295.3	282.4
メタン(CH ₄)	0.2	0.2	1	0.9	0.9
一酸化二窒素(N ₂ O)	1.8	1.9	2.5	2.4	2.5
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	13.3	14.5	16.5	17.7	21.4

※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出

(出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度版)



(2) 温室効果ガス排出量の算定対象部門

本温対計画では、温室効果ガス排出量の算定対象部門は、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門の5部門とします。

表 4-1-4. 温室効果ガス排出量の算定対象部門

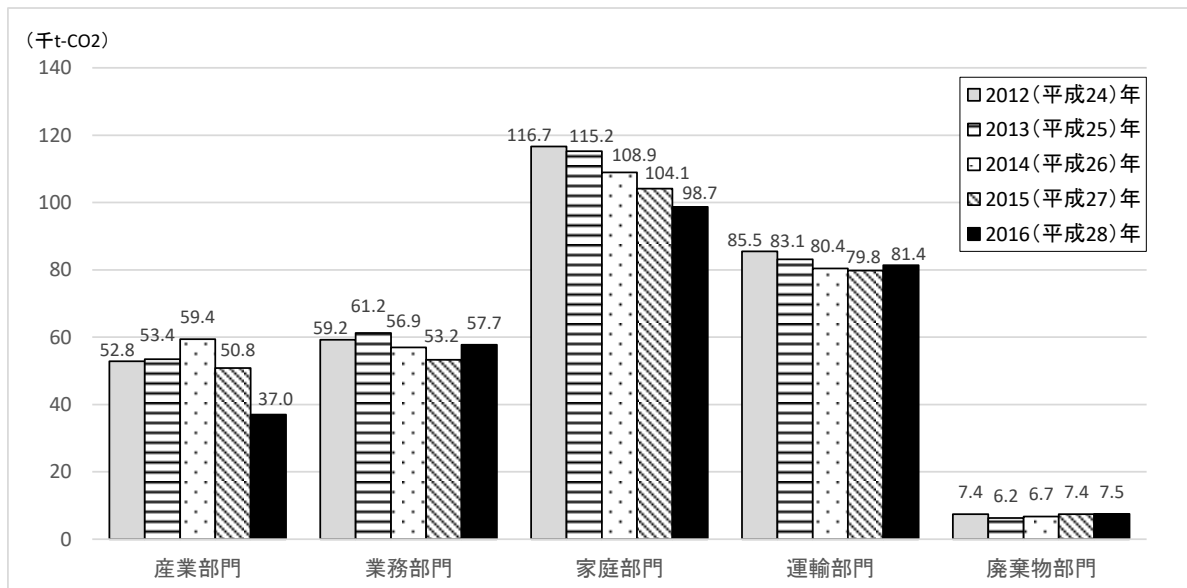
部門別	内 容
産業部門	第一次産業及び第二次産業、すなわち標準産業分類の農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を含む部門の産業活動により消費されたエネルギー量からの二酸化炭素排出量を指します。
家庭部門	個人活動により消費されたエネルギー量からの二酸化炭素排出量を指します。ここでは、自家用自動車などの運輸部門に関するものは含んでいません。
業務部門	産業部門及び運輸部門に属さない企業・法人のエネルギー消費からの二酸化炭素排出量を指します。主に商業やサービス産業など、第三次産業からの排出量となります。
運輸部門	運輸に使用されたエネルギー消費量からの二酸化炭素排出量を指します。本算定には、自動車、鉄道からの排出量を含みます。
廃棄物部門	廃棄物の処理に伴い発生する二酸化炭素排出量を指します。

参考：部門別温室効果ガス排出量の経年変化

和光市における部門別の温室効果ガス排出量（CO₂）の経年変化をみると、2016(平成28)年は、2012(平成24)年に比べて、産業部門で15.8千t-CO₂、業務部門で1.5千t-CO₂、家庭部門で18千t-CO₂、運輸部門で4.1千t-CO₂減少しています。

エネルギー使用量を減らす（省エネルギー）取組により、温室効果ガス排出量（CO₂）が減少傾向であると考えられます。

廃棄物部門については、0.1千t-CO₂増加しています。



※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出

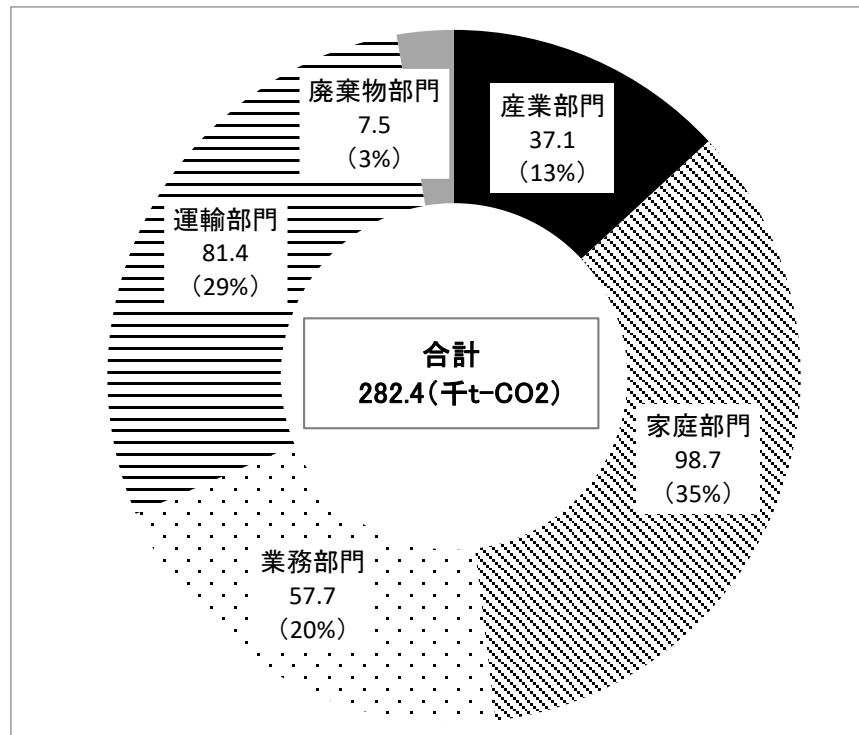
図 4-1-1. 部門別二酸化炭素排出量の経年変化 (千 t-CO₂)

(出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度版)



2016(平成28)年度の温室効果ガス排出量(CO₂)排出量は282.4(千t-CO₂)です。部門別にみると、家庭部門が98.7(千t-CO₂)と全体の35%を占めています。次いで、運輸部門が81.4(千t-CO₂)29%、業務部門57.7(千t-CO₂)20%、産業部門37.1(千t-CO₂)、廃棄物部門7.5(千t-CO₂)の順になっています。

部門別温室効果ガス排出量(CO₂)の上位3部門(家庭・運輸・業務部門)で全体の84%を占めています。今後も、人口増加も見込まれており、これら部門の削減の取組を強化していくことが望まれます。



※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出

図 4-1-2. 2016 年度和光市の部門別二酸化炭素排出量 (千 t-CO₂)

(出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度版)



4-2. 温室効果ガス削減目標

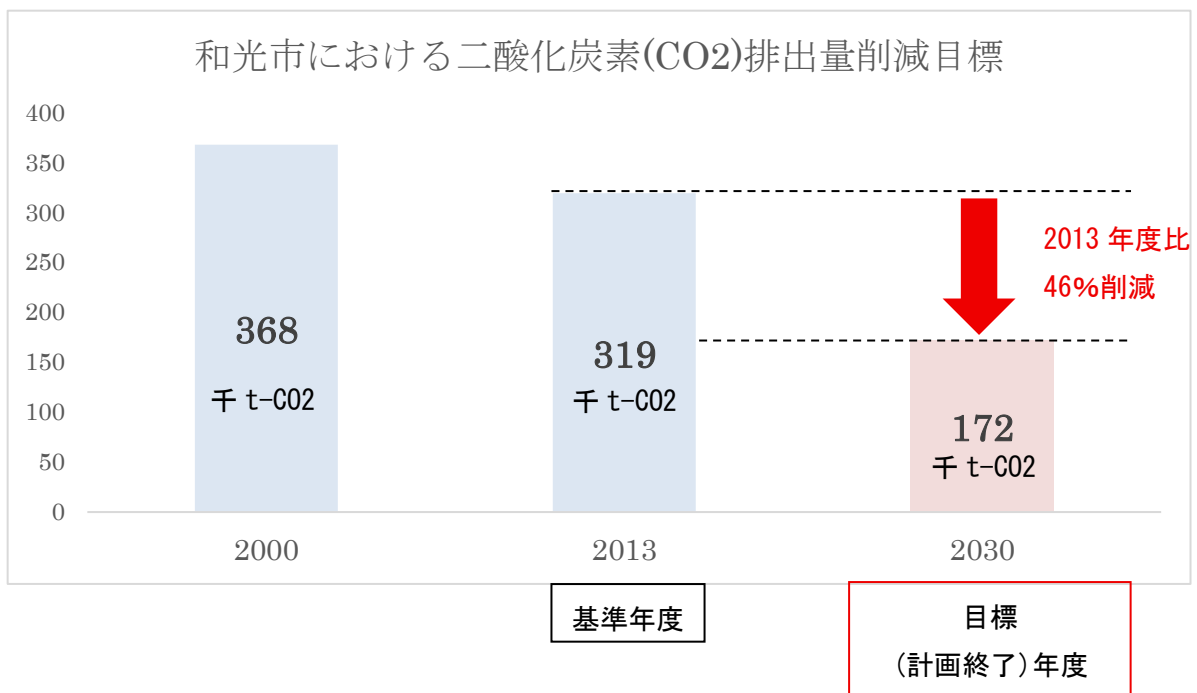
本温対計画においては、二酸化炭素(CO₂)を削減の対象とします。

**和光市の二酸化炭素(CO₂)排出量を
2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度比で 46%削減**

国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)においては、「2030(令和 12)年度までに、2013(平成 25)年度比 26%削減する」という目標を掲げていましたが、令和5年の改正で2013(平成 25)年度比で46%削減へと目標が引き上げられました。

また、2050(令和 32)年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという国の方針を考慮します。

和光市においても、温暖化の抑制をより推進するため「2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度比で 46%削減」を目標として、市、市民、事業者が連携して取り組みます。



※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出
(出典：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度)

※ 電力排出係数

電力排出係数とは、使用電力量 1Kwh 当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量を表す係数です。発電で発生する二酸化炭素(CO₂)排出量を使用電力量(販売電力量)で除したもので、発電時の電源構成(エネルギー構成)により変動します。



令和7年3月31日、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。今後は、ゼロカーボンシティ実現のために様々な取り組みを推進してまいります。

和光市ゼロカーボンシティ宣言

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球温暖化が進行し、これによる酷暑、集中豪雨等といった自然災害が世界中で発生しており、地球温暖化対策は世界規模で対応すべき喫緊の課題となっております。

和光市は交通の利便性が高く都心へのアクセスが良好でありながら、豊かな自然環境を有する地域であり、この恵まれた環境を次世代に引き継ぐ責任があります。

一人ひとりが環境に対する強い使命感を持ち、市民・事業者・行政が一体となって2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていくことをここに宣言します。

2025年（令和7年）3月31日

和光市長 柴崎 光子



4-3. 温室効果ガス排出抑制などに関する施策（緩和策）

4-3-1. 部門別の取組

(1) 家庭部門の取組 **重点的取組**

和光市では、家庭部門からの二酸化炭素(CO₂)排出量は、全体の35%と最も高い比率を占めており、今後の人口増加などの予測をふまえると、家庭部門は重点的に対策を進めるべき部門です。このため、家庭において次のような取組が求められます。

- ・ 高効率で環境への負荷が少ない家電製品に買い替え、家庭全体での消費エネルギーを抑制（令和7年度より省エネ家電等購入補助金制度を導入）。
- ・ 住宅の断熱化により、冷暖房のエネルギー効率を向上
- ・ 太陽光発電や高効率給湯機器の導入により、家庭全体での二酸化炭素(CO₂)排出量を抑制
- ・ 家庭における省資源、リサイクルを心がけ廃棄物の発生を抑制
- ・ 家庭におけるプラスチックごみの発生抑制や、食品ロスの削減
- ・ 普段の生活から4R（Refuse(不要なものはもらわない)、Reduce(廃棄物を出さない)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化))を実践

(2) 運輸部門の取組 **重点的取組**

運輸部門からの二酸化炭素(CO₂)排出量は、自動車と鉄道に区分されます。運輸部門は全体のおよそ3割を占め、そのうち9割が自動車から排出されています。今後の人口増加や事業活動の活発化などを勘案すると、自動車保有台数が増加することも考えられ、環境への負荷が少ない次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車など)の普及に加え、エコドライブやアイドリングストップなど、次のような取組が求められます。

- ・ 環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進
- ・ 無駄なアイドリングの防止、急発進などを控えるエコドライブを実践
- ・ 宅配物の再配達によるCO₂排出を抑制するための「宅配ボックス」購入補助金事業

(3) 業務部門の取組 **重点的取組**

業務部門からの二酸化炭素(CO₂)排出量は、全体のおよそ20%を占め、家庭部門と同様に、重点的に対策を進めるべき部門の一つです。このため、オフィス・事業所などでは、次のような取組が求められます。

- ・ オフィスや店舗などの照明を高効率型機器(LED電球など)への取り換えを促進（事業者向け省エネ機器導入補助金事業等を実施）
- ・ ヒートポンプを活用した高効率空調機器の導入を促進
- ・ オフィスや店舗などにおけるリサイクルを促進し、廃棄物の発生を抑制

(4) 産業部門の取組

産業部門の二酸化炭素(CO₂)排出量は、全体のおよそ1割を占めており、減少傾向にあります。



① 製造業

製造業の二酸化炭素（CO₂）排出量は、産業部門のおよそ9割を占めており、環境配慮へのさらなる取組が必要です。

- ・ 工場などの事業場のさらなる省エネルギー化を推進
- ・ 太陽光発電や風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーをはじめ、より二酸化炭素（CO₂）排出量の少ないエネルギーへの転換を促進

② 建設業

建設業の二酸化炭素（CO₂）排出量は、産業部門のおよそ1割と低く、目標達成への寄与は少ないものの、次のような環境配慮に関わる取組が求められます。

- ・ 低燃費・低排出型の建設機械の使用を促進
- ・ 土砂やコンクリートなどのリサイクルを進め、廃棄物の発生を抑制

③ 都市農業

都市農業の二酸化炭素（CO₂）排出量は、産業部門の2%程度と低く、目標達成への寄与は少ないものの、次のような環境保全型の都市農業を推進する取組が求められます。

- ・ 低燃費・低排出型の農業用機械への転換を促進
- ・ 減農薬や堆肥の活用を進め、環境保全型の農業を促進
- ・ 農業資材や農産物の^{ざんぎ}残渣の有効活用を図り、廃棄物の発生を抑制
- ・ 地産地消を促進し、食の安全と輸送エネルギーの抑制を実現

(5) 廃棄物部門の取組

廃棄物部門からの二酸化炭素（CO₂）排出量は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。廃棄物部門は全体の3%程度と割合は低く、そのうち8割を一般廃棄物が占めています。したがって、家庭部門からの排出抑制を推進することが必要です。併せて、産業部門、業務部門における省資源化、リサイクルの取組の支援が求められます。

- ・ 農業資材や農産物の残渣の有効活用を図り、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ 土砂やコンクリートなどのリサイクルを進め、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ オフィスや店舗などにおけるリサイクルを促進し、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ 家庭における省資源、リサイクルに心がけ、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ プラスチックごみの発生抑制や、食品ロスの削減

4-3-2. その他の取組

(1) 二酸化炭素(CO₂)吸収源対策

温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）は、植物により吸収され固定化されます。したがって、二酸化炭素（CO₂）の吸収源となる、緑地などを保全するとともに、都市の緑化を進めることにより、緑豊かな都市環境の形成と二酸化炭素（CO₂）の吸収量増大を図ります。

- ・ 斜面林など、身近な緑地の保全を推進
- ・ まちなかの緑の創出を推進



(2) 部門横断的対策

まちづくり、再生可能エネルギー、環境教育や産業の育成など、複数の温室効果ガス排出部門にまたがる部門横断的な地球温暖化対策を進めます。

- ・ 環境に優しいまちづくりを推進（都市のコンパクト化、ヒートアイランド対策の推進）
- ・ 再生可能エネルギーなどの活用促進（市、市民、事業者がともに導入・転換を検討）
- ・ 環境教育の推進、環境活動の促進（学校教育、地球温暖化対策の普及、地域に広がる環境活動の普及促進）
- ・ カーボンゼロ社会をリードする産業の育成（環境・エネルギー分野などの先端産業の育成、次世代自動車産業に対する支援、環境関連ビジネスの振興）

4-3-3. 削減に向けた基本施策

(1) 施策1 再生可能エネルギーの普及促進

エネルギー利用における二酸化炭素(CO₂)排出量の削減に向けた取組として、化石燃料を始めとする枯渇性エネルギーに依存しない、資源が尽きない「太陽光」、「太陽熱」、「風力」、「水力」、「バイオマス」などの「再生可能エネルギー」へ転換を図ります。個別の家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入には初期投資が必要であるため、家庭向きには引き続き、導入促進に向けた支援を行うとともに、公共施設への「再生可能エネルギー」の導入を積極的に推進します。さらに、自然的特性をいかした再生可能エネルギーの導入技術の開発や実用化など将来的な研究動向も踏まえ、新たなエネルギービジョンの策定なども視野に入れながら、再生可能エネルギーの普及を促進します。

① 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入支援

家庭における太陽光を始めとする再生可能エネルギーを導入しやすくする支援制度の充実を図るとともに、中小規模事業者を対象とした情報提供の充実を努めます。

② 公共施設などにおける再生可能エネルギーの積極的導入と災害時活用の検討

小・中学校（新築・改築時）への太陽光発電・太陽熱利用システムの設置など、公共施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を推進し、導入効果などを広く発信していきます。また、公共施設などにおける再生可能エネルギーによる電力を災害時に活用できるよう検討を進めます。

③ 再生可能エネルギー関連企業の活性化

市内事業者が製造・販売する太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギー関連製品の積極的な購入の促進など、再生可能エネルギー技術開発を担う市内事業者の育成に努めます。



(2) 施策2 省エネに配慮したライフスタイルの推進

より多くの市民や事業者などの省エネルギー行動を促すため、低炭素な「製品」、「サービス」、「ライフスタイル」を推奨する「COOL CHOICE」国民運動を推進します。また、家庭及び事業所の省エネルギー促進のために、日常生活や事業活動の拠点である建物（住宅・事業所）の高気密・高断熱化を図り、省エネルギー型の設備・機器の導入を促進するとともに、日常生活や事業活動における行動の可視化（「見える化」）を推進し、省エネへの意識づけを促します。

また、市の公共施設に省エネルギー化や省エネルギー型の設備・機器を率先的に導入するとともに、ウォームシェアやクールシェアの場として公共施設の利用を促進します。

① 「COOL CHOICE」国民運動の推進

市民や事業者などのライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図るため、「COOL CHOICE」国民運動を推進し、家庭のエコ診断などを活用し、日常生活や事業活動における省エネルギー行動を促すことで、市域全体で二酸化炭素(CO₂)排出量を軽減できるよう取り組みます。



② 建物の省エネルギー化の推進

エネルギー効率の良い環境配慮型建築物（住宅・事業所）の認知度を高め、高気密・高断熱などの環境配慮を促進するために、各種制度や表示に関する情報提供、認定制度の活用促進に努めます。公共施設の省エネルギー化も率先的に推進し、その効果などを広く情報提供します。また、建築物に対する熱遮断に効果的で、空調の省エネルギーにつながる屋上緑化や壁面緑化、緑化ブロック、緑のカーテンなどの普及を促進します。

③ 省エネルギー設備などの普及

家庭や中小規模事業所において、高効率機器を始めとする省エネルギー設備などの導入を促すため、関連機器などに関する情報提供や国・県等の各種補助制度などの紹介、支援制度創設の検討などを行います。

家庭については、雨水貯留槽・浸透施設設置費補助を行い、さらなる普及を促し、小・中学校（新築・改築時）など公共施設においても、高効率機器等省エネルギー設備や、省エネルギーにつながる雨水利用設備などの導入を率先的に推進し、その効果などを広く情報発信します。

④ 日常生活や事業活動における行動の可視化(見える化)の推進

家庭におけるHEMS(ハムス：家庭用エネルギー管理機器)の導入を促すため、日常生活の行動の可視化による省エネ行動を促進します。また、BEMS(ベムス：商用ビル向け)、FEMS(フェムス：工場向け)、CEMS(セムス：地域全体)の導入を促進するため、その効果や関連制度などを広く情報発信します。

⑤ ウォームシェアやクールシェアの推進

夏場や冬場の冷暖房が必要な時期に、ウォームシェアやクールシェアの場として公共施設の利用を呼びかけ、市民の省エネへの取組を促進します。



(3) 施策3 低炭素型の交通体系の推進

高効率で持続可能なコンパクトシティの実現をめざし、都市機能の集約やカーシェアリングの導入、利便性と効率性を重視した交通体系の整備等について検討を進めます。また、公共交通機関や自転車への交通手段の転換を促し、環境への負荷が少ない次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車等)の普及や運転時のエコドライブの促進を図ります。また、市の公用車への次世代自動車の導入を推進します。

① 都市機能の集約とカーシェアリング拠点の検討

長期的な視点による人口減少への対応として、効率的で持続可能な都市機能の集約について検討を進めます。また、事業者等と連携し、カーシェアリングの拠点整備等の検討を進めます。

② 公共交通及び自転車の利用促進

公共交通の利便性を高め、徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくりを進め、自動車に依存しないライフスタイルへの変換を図ります。

③ 自動車利用時の二酸化炭素(CO₂)排出量の低減

環境への負荷が少ない次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車等)の普及を促すとともに、自動車運転時におけるエコドライブの推進及びアイドリングストップの徹底を図ります。

4-4. 温暖化の影響に適切に対応する適応策の方向性

《適応策の意義と必要性》

平成30(2018)年、国において気候変動適応法が施行され、気候変動適応計画が策定されました。また、公表されたIPCC1.5°C特別報告書では、このまま地球温暖化が続けば自然や人間に対する気候に関連するリスクは、現在よりも高くなるとされています。

こうしたことから、温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」とともに、温暖化の影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが必要となっています。

既に現れている環境への影響に加え、長期的に避けることができない影響に対して、影響を軽減するための適応策を実施することが必要です。

本温対計画は、リスクマネジメントという視点から、緩和策としての温室効果ガス排出抑制のための施策に加え、地球温暖化の影響に対応するための適応策の方向性を次のとおり位置づけます。

なお、地球温暖化による影響は、あらゆる分野に関わる基礎的な条件であるため、その他計画に位置づけられる施策のうち、適応策としてすでに機能している施策があります。これら施策は、本温対計画との関連性をさらに深め、中長期的な視点で総合的かつ計画的に実施していきます。

《主な影響分野における温暖化に伴う適応策の方向性》

(1) 農業分野

異常気象や気温の上昇に伴い、農作物の収穫量や品質の低下など、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。



そのため、高温に対応する栽培方法、気温に適した新たな品目、発生の増加が予測される病害虫の防除方法などについて、農業者への情報発信に努めます。

(2) 健康分野

気温の上昇に伴い、熱中症搬送者数や感染症リスクの増加、高濃度の光化学オキシダントが発生することが懸念されます。

そのため、ホームページなどを活用した注意喚起や熱中症情報の迅速な提供、高齢者などリスクの高い方々への声かけ、見守り活動の強化などを行います。

(3) 水環境・水資源分野、自然災害分野

強大化した台風、集中豪雨、局地的な大雨の増加に伴い、河川氾濫や土砂災害、内水による浸水のリスクが高まり、水災害の増加が懸念されます。また、無降水日の増加による湯水リスクの高まりも懸念されます。

そのため、地域防災計画に基づく体制の強化、下水道などの整備状況や浸水実績などを踏まえた対策を進めるとともに、節水型社会の構築のための普及・啓発を行います。

(4) 自然生態系分野

温暖化に伴う気温上昇などにより、かつては県内にほとんど生息していなかったムラサキツバメやツマグロヒョウモンなどの南方系昆虫の侵入や定着が見られます。今後の更なる気温上昇に伴い、南方系の外来生物の越冬による定着が懸念されます。

そのため、植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。